

牛久市高齢者福祉計画 牛久市介護保険事業計画

うしく安心プラン21

第4期改訂版

(概要版)

平成21年3月

牛久市

目 次

第1章	計画の基本的事項	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	法令等の根拠	2
4	計画の期間	3
5	計画策定体制	3
6	他の計画との関係	3
7	計画の基本的な施策目標と重点課題	5
第2章	牛久市の高齢者を取り巻く現状と将来推計	
1	人口構造の現状と将来推計	7
2	被保険者数の現状と将来推計	7
3	要介護者等の現状と将来推計	7
第3章	高齢者保健福祉サービス等提供の現状	
1	高齢者保健事業	8
2	高齢者福祉事業	9
第4章	高齢者保健福祉サービスの推進	
1	高齢者保健事業	15
2	在宅高齢者対策	17
第5章	介護保険事業計画	
1	介護保険制度	20
2	介護保険給付サービス	31
3	介護保険事業費の見込	38
4	サービス提供体制の整備	40

第6章	高齢者保健福祉サービスを円滑に提供する環境整備	
1	総合的なサービス提供システムの構築	41
第7章	高齢者の生きがい対策の推進	
1	基本方針	41
第8章	高齢者の環境整備対策	
1	ひとにやさしいまちづくりの推進	42
2	ひとにやさしいまちづくり整備指針の策定	42
3	住宅対策	43
4	安全対策	43

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

さきの介護保険制度改正では、新予防給付や地域支援事業の創設、介護保険施設での居住費・食費負担の見直し、地域密着型サービスの導入、地域包括支援センター設置など、大幅な制度改正が行われ、その実施から2年以上が経過しています。

第4期計画の策定にあたっては、現行の第3期計画を点検・評価するとともに、目指すべき基本的な施策目標に向かって、取り組むべき施策を明らかにすることを主な趣旨とする計画です。また、平成20年4月から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことにより、老人保健計画は廃止となり、本計画において見込むこととされていた老人保健サービスの部分の記載を除き策定するが、従来どおり保健・医療・福祉、さらにはそれ以外の分野と連携を図ることに変わりはなく、介護保険の給付対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他の関連施策も計画の対象として、社会全体で高齢者を支援する体制づくりを進めることが必要です。そこで、計画的な施策推進にあたり高齢者福祉計画は、次の趣旨に沿って策定します。

(1) 高齢者福祉計画の改定

牛久市の高齢者に関する施策全般にわたる「牛久市高齢者福祉計画・牛久市介護保険事業計画（うしく安心プラン21）」は、3年ごとに計画の見直しをすることから、平成21年から平成23年の新たな計画として策定します。

(2) 介護保険事業計画の改定

第3期計画の中で、平成26年度（第5期計画の最終年度）における高齢者介護の目標値を定め、その目標に向けた中間段階の位置づけとしています。

第4期においても、その性格を有するものとして策定し、市民に向けて制度の周知を図るとともに、住み慣れた地域でのサービス利用を考慮した事業計画を策定します。

(3) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的な計画策定

「牛久市高齢者福祉計画・牛久市介護保険事業計画」は、牛久市に在住するすべての高齢者を対象に、介護保険の給付対象とならない高齢者福祉サービスはもとより、その他の関連する施策も含み整合性をもった総合的な計画とするものです。

2 計画の性格

(1) 高齢者福祉計画の性格

本計画は、牛久市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に関する基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向けて取り組むべき重点施策を計画的に推進する計画とします。

本計画は、平成11年度に策定された「牛久市高齢者保健福祉計画」(うしく安心プラン21)を継承するものであり、介護保険導入後の高齢者保健福祉を取り巻く環境の変化に対応しながら、高齢者保健福祉施策をさらに発展させていくものとして、見直し策定を行うものです。

(2) 介護保険事業計画の性格

介護保険事業の円滑な運営と、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的として計画を策定します。

介護給付等対象サービスが利用者の人格の尊厳および選択の自由を尊重して、提供されるよう体制の確保をする基盤整備とともに、サービスにかかわる人材の資質の向上を図るための研修や情報の提供体制の整備、さらに被保険者の意見を反映したよりよい施策づくりを行うものです。

(3) 関連分野連携による多面的サービスの提供

高齢者のニーズは、現在、多様化しているため、保健・医療・福祉のみでなく関連する住宅、就労、生涯学習等、幅の広い分野において連携を図っていくことが必要です。

また、他市町村との連携および民間によるサービス等との連携についても、十分に配慮し多面的なサービスの提供体制を確立していく必要があります。

3 法令等の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する老人福祉計画、介護保険事業計画は介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定により市町村に策定が義務付けられている計画です。

4 計画の期間

牛久市高齢者福祉計画および介護保険事業計画は、平成21年度から平成23年度までの3年を計画期間として策定します。

なお、この計画は、3年ごとの見直しを次のように行います。

年度	20	21	22	23	24	25	26
高齢者福祉計画 介護保険事業計画(第4期)	見直し	計 画 期 間					
高齢者福祉計画 介護保険事業計画(第5期)					見直し	計 画 期 間	

5 計画策定体制

平成20年4月に介護保険運営協議会委員及び牛久市高齢者福祉計画策定委員会委員を、被保険者代表5名、サービス提供事業者代表8名、学識経験者5名、計18名選任、また保健福祉部内関係各課との連携により、平成20年6月より合計7回にわたり委員会を開催しました。

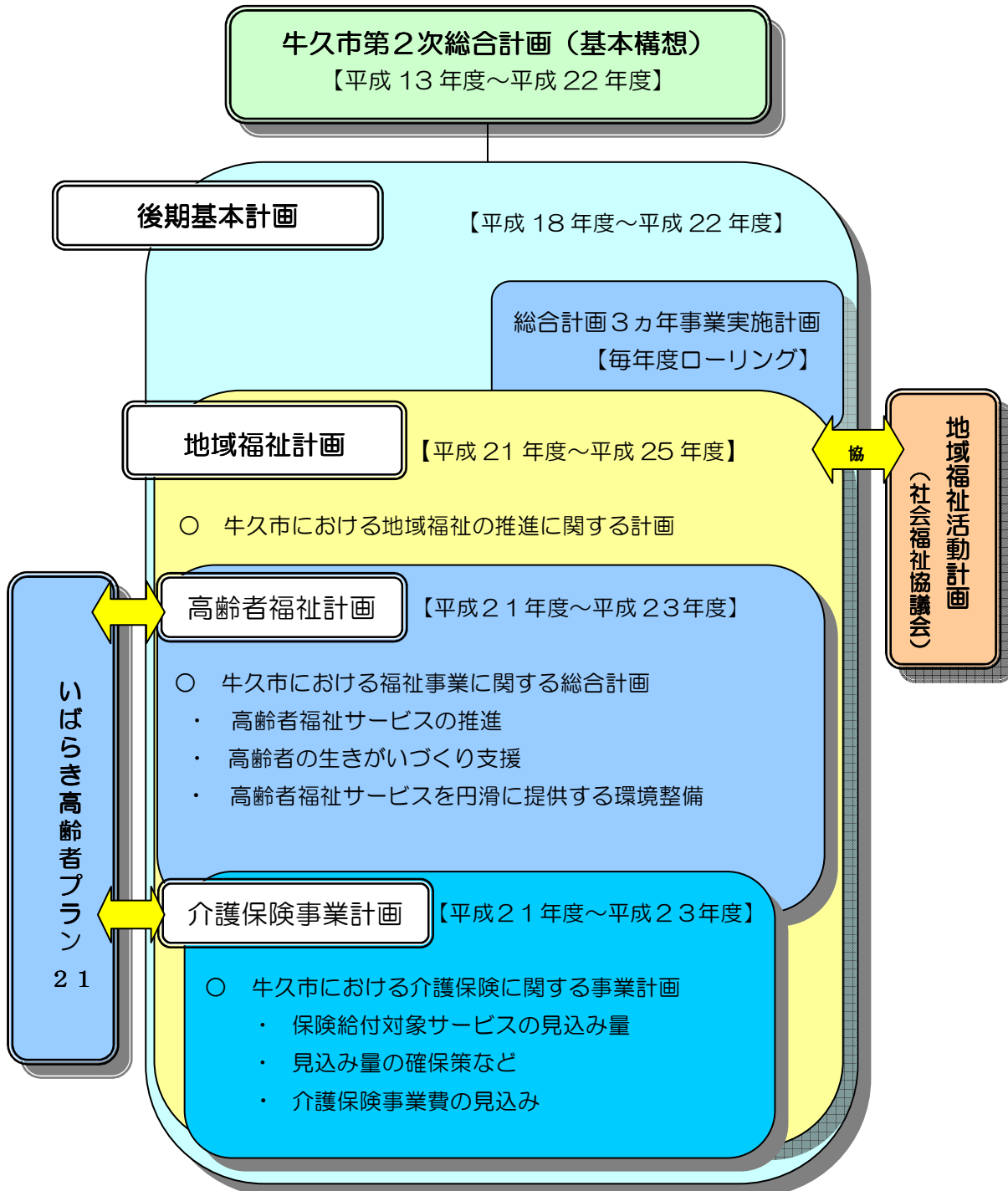
6 他の計画との関係

平成13年度から平成22年度までの10カ年を計画期間とした「牛久市第2次総合計画」の基本構想を基として、平成18年度から平成22年度（後期基本計画）までの5カ年を計画期間とした基本計画に次のように定められています。

基本構想	第3部	まちづくりの基本政策
	第2章	「安全で安心して暮らせるまち」をつくるために
基本計画	第2章	「安全で安心して暮らせるまち」をつくるために
	第1節	すべての市民が安心して社会生活を送ることのできる 福祉のまちづくりの推進
	第3節	高齢者が安心して生活できるための環境づくり
	第5節	充実した医療体制と地域に密着した 保健サービスの連携による市民の健康の確保

「牛久市高齢者福祉計画・牛久市介護保険事業計画」は、牛久市の高齢者福祉の実施および介護保険事業の実施に関する計画を定めるものであり、「牛久市第2次総合計画」の高齢者に関する実施計画に該当するものです。

《 高齢者福祉計画・介護保険事業計画と他計画との関係 》



7 計画の基本的な施策目標と重点課題

(1) 基本理念

老人福祉法第2条には「すべての高齢者は生きがいの持てる健全で安らかな生活を保障される」という理念が定められています。

牛久市の高齢人口割合および生活習慣病による死亡者数は、茨城県内でも低い反面、一人暮らし高齢者数が高くなっていますが、生産年齢人口割合が3位と高いため、高齢者を地域全体で支える基本的な環境は整っているといえます。しかしながら高齢化率は年々上昇しており、平成20年10月現在で18.2%となっています。このため、高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指し、介護・医療関係者や地域住民、行政によるネットワークで「高齢者を地域全体で支えるシステム」の確立など、高齢社会に向けた福祉サービスの充実を図ります。

特に、高齢者が生涯にわたっていきいきと暮らすためには、できる限り自分の力で生活することが大切です。そのためには、元気な高齢者に対する介護予防や高齢者施策を実施し、健康づくりと生きがい対策を推進します。また、介護や支援が必要な高齢者に対しては、介護保険サービスにより十分な介護サービスが、個人の選択により受けられるよう基盤整備を図ります。

このため、基本理念を次のように定めます。

高齢者が安心して生活できるまちづくり

(2) 基本方針

「高齢者が安心して生活できるまちづくり」の実現を目指して、施策目標および重点課題を次のように定めます。

【施策目標1】

- ・ 健康なくらし — 高齢者の健康づくり

【重点課題① 健康維持、介護予防】

健康な高齢者が比較的多いという牛久市の特徴をいつまでも継続し、高齢者が要支援・要介護状態になることを防止するために、特に介護予防を重視した福祉サービスの充実に努めます。

【施策目標2】

- ・ 安心なくらし — 高齢者の介護支援

【重点課題② 介護サービスの基盤整備】

要支援・要介護状態となってしまった高齢者に対し、できる限り住み慣れた地域での生活を継続し、自己の意思で安心した生活をしていけるよう、介護サービスの基盤整備と質の向上を目指します。

【施策目標3】

- ・ ふれあいと安らぎのあるくらし — 高齢者とのふれあいづくり

【重点課題③ 生活支援、家族介護支援、福祉サービスの充実】

一人暮らしの高齢者や閉じこもりがちの高齢者に対し、生活支援や交流の機会を創出するための高齢者福祉サービスの充実を図ります。

また、家族介護の支援についても重点的に取り組むことにより、家族介護の負担を減らし、在宅における家族による介護の継続が行いやすいように支援します。

【施策目標4】

- ・ いきいきとしたくらし — 高齢者の生きがいづくり

【重点課題④ 地域福祉の推進、生きがい対策】

住み慣れた地域や家庭で、元気に生きている充実感を持ち、いきいきと生活していくためには、社会との接点を持ち続けることが極めて重要です。高齢者の社会参加や生涯学習等に対する支援を行っていくとともに、活動拠点となる施設の整備や内容の充実に努めます。

【施策目標5】

- ・ 安全なくらし — 高齢者にやさしいまちづくり

【重点課題⑤ 福祉のまちづくり】

高齢者が住み慣れた地域で、安全に地域の一員として活動できるよう、また高齢者やハンディキャップを持った人をはじめ、すべての人が快適に暮らせるようなまちづくりに努めます。

第2章 牛久市の高齢者を取り巻く現状と将来推計

1 人口構造の現状と将来推計

(単位：人)

年次	人口	年齢3区分別人口		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口
平成20年	78,853	10,700	53,771	14,382
平成21年	79,526	10,720	53,400	15,406
平成22年	80,101	10,805	53,182	16,114
平成23年	80,683	10,927	53,038	16,718

※ 年少人口とは、0歳～14歳の方のことをいいます。
 生産年齢人口とは、15歳～64歳の方のことをいいます。
 老年人口とは、65歳以上の方のことをいいます。

2 被保険者数の現状と将来推計

(単位：人)

年齢	推計補完人口			
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
40歳未満	36,438	36,282	36,098	35,782
40～64歳	28,033	27,838	27,889	28,183
65～69歳	5,520	6,074	6,202	6,088
70～74歳	3,486	3,625	3,892	4,279
75～79歳	2,373	2,481	2,657	2,839
80～84歳	1,612	1,727	1,768	1,781
85歳以上	1,391	1,499	1,595	1,731
40歳以上合計	42,415	43,244	44,003	44,901
推計総人口	78,853	79,526	80,101	80,683
高齢化率	18.2%	19.4%	20.1%	20.7%

3 要介護者等の現状と将来推計

(単位：人)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	130	150	158	167
要支援2	247	266	280	294
要介護1	306	346	363	382
要介護2	348	366	383	404
要介護3	325	337	354	374
要介護4	242	256	269	284
要介護5	192	205	215	226
合計	1,790	1,926	2,022	2,131

第3章 高齢者保健福祉サービス等提供の現状

1 高齢者保健事業

平成20年度からの医療構造改革において、医療保険者の役割分担として「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40～74歳の国保加入者を対象とする、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した生活習慣病予防のため特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられました。

また、「老人保健法」の改正により、これまで市町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務付けられない事業については、健康増進事業として引きつづき市町村が「健康増進法」に基づき実施することとされました。更に、健康増進法第8条の2に定める健康増進計画に基づき、平成18年3月に「うしく健康プラン21」を策定しました。

これら2つの法に基づき、壮年期からの健康づくりと、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図り、市民の健康増進に努めていきます。

（1）健康増進法第17条第1項および第19条の2に基づく事業

1. 健康手帳の交付
2. 健康教育
3. 健康相談
4. 機能訓練
5. 訪問指導
6. 歯周疾患検診
7. 骨粗しょう症検診
8. 肝炎ウイルス検診
9. 健康診査
10. がん検診

（2）高齢者の医療の確保に関する法律による事業

1. 特定健康診査
2. 特定保健指導

（3）うしく健康プラン21

「うしく健康プラン21」は「すべての市民が、どのような健康状態であっても自分らしくいきいきと生涯をすごすことができる。」ことを目的に、市民自らの健康観に基づき、市民と行政、各関係機関が、共に考え共に行動していく指針とするものです。

それぞれの機関が、この指針に基づき、その役割を実行していくことで効率よく健康づくりが展開できると考えます。

2 高齢者福祉事業

① 在宅高齢者対策事業

a 緊急通報装置設置事業

緊急通報装置 242台設置 (平成21年1月末現在)

一人暮らし高齢者・高齢者世帯を対象に、緊急事態が発生した場合、迅速な救急体制を確保するため緊急通報システム(緊急通報装置)を設置し、NTTおよび消防本部とのネットワークを結びながら日常生活の安全を図ります。

平成18年度	救急車搬送件数	31件
平成19年度	〃	39件
平成20年度	〃	23件

b 在宅高齢者介護者援助事業

○徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊行動のある認知症の高齢者を介護している家族に対し、携帯用位置情報検索器(GPS)を貸与することにより、行方不明になった場合の早期発見に努めます。

平成21年1月現在、2名利用中

○寝たきり高齢者訪問理美容サービス

在宅の寝たきり高齢者等に対し、市内理美容組合の皆さんの協力により理美容サービスを実施します。

平成18年度	2人
平成19年度	4人
平成20年度	2人

○寝たきり、認知症高齢者介護慰労金の支給

寝たきり、認知症高齢者を在宅で介護している方に対して10万円(年額)の慰労金を支給し、介護者の慰労を図っています。

支給要件は以下のすべてを満たしていること。

◎介護保険法による要介護4・5の認定を受けている方かそれに相当する在宅高齢者で市県民税非課税世帯に属する方。

◎介護者が定められた期間内に介護保険サービスを利用していないこと。

◎基準日において過去1年間おおむね3ヶ月以上の長期入院、施設入所をしていないこと。

○平成21年1月現在実績はありません。

c 在宅寝たきり高齢者等おむつ購入費助成事業

寝たきりや認知症により、在宅で常時おむつを使用している高齢者を対象におむつ購入費の一部を助成します。

助成額 月額 5,000 円の範囲内。

※平成 17 年度より当該年度分の市民税が非課税世帯であることが対象条件として加えられました。

利用者数

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
60 人	62 人	53 人

d 介護者交流事業

在宅で介護をされている介護者相互の交流と心身の元気回復を目的に実施しています。

日帰りの研修を年に 2 回実施。平成 20 年度 44 名参加

e 高齢者権利擁護事業

○日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

高齢者等で日常生活上の様々な契約をするとき自分一人で判断するには不安がある、金銭管理のお手伝いがあれば助かる等、判断能力は十分でないが他者の支援があれば生活維持できる方を対象に支援する制度です。

平成 20 年 4 月から平成 21 年 1 月現在までの利用者数 19 名

○成年後見制度利用支援

認知症高齢者等で判断能力が不十分な方が、一方的に不利な契約等を結ぶことがないように、一定の決められた人（後見人・保佐人・補助人）が、本人の不十分な判断能力を補い保護する制度です。認知症高齢者で日常生活を営むことに支障があり、家庭裁判所に申立を行う 4 親等以内の親族がいない場合、市が審判申立とその費用を支援します。

平成 19 年 4 月から平成 21 年 1 月現在までの市申立数（実績） 4 件

f 在宅介護支援センター運営

市内に居住するおおむね 65 歳以上の虚弱、寝たきり、認知症高齢者等またはこれらの方を抱えている家族等を対象として在宅介護に関する相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう地域包括支援センターと協力し支援を行います。

○施設整備状況

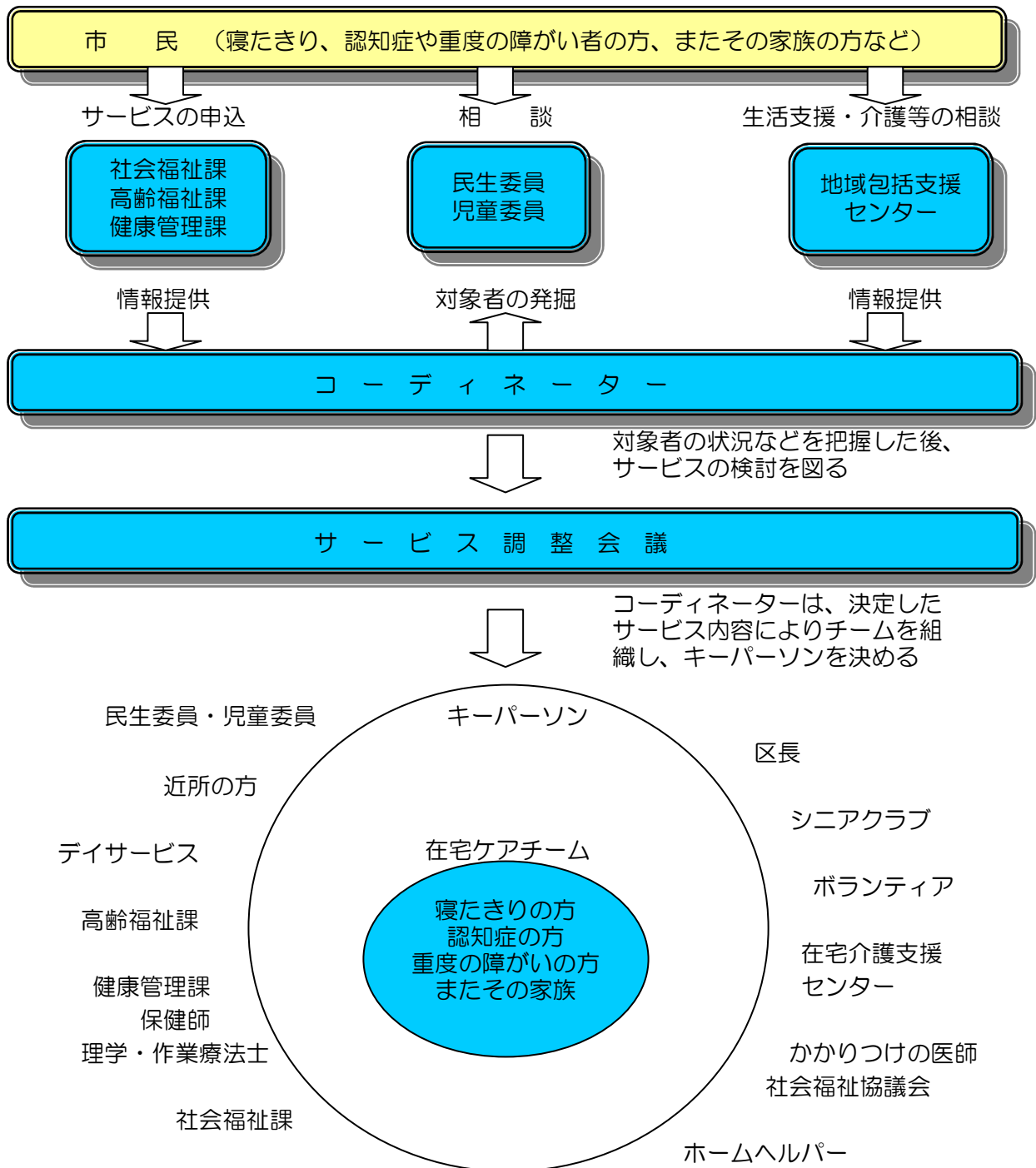
施設名	整備年月
特別養護老人ホーム 「博慈園」	平成 3 年 3 月
特別養護老人ホーム 「牛久さくら園」	平成 12 年 3 月

g 地域ケアシステム推進事業

高齢者の必要なサービスに対応するためには、保健・医療および福祉部門が連携し、各々のサービスが総合的に機能しなければなりません。

このような観点から、当市では、昭和 63 年に設置された「高齢者サービス調整チーム」を平成 6 年に「地域ケアシステム」として移行し、地方公共団体、民生委員・児童委員、医師等医療関係者、社会福祉協議会、福祉施設関係者等との連携を図っています。

保健・医療・福祉の連携のもとに、サービスを提供するシステムは、下記のとおりです。



c シルバー人材センター運営事業

高齢者の就業機会を確保提供し、就業を通じて生きがいの充実や地域社会の活性化を図るものとして重要な役割を果たしています。

(単位：人)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間受注件数 (内訳)	2,399	2,545	2,729
	行政関係 232	220	177
	民間事業所 808	953	952
	一般家庭 1,359	1,372	1,600
登録会員数	540	502	530
年間就業実人数	462	463	450
年間就業延人数	42,744	47,667	45,000
就業率	85.5%	92.2%	84.9%

d 生きがい活動促進事業

介護予防に繋がる生きがい・健康・仲間づくりを目的に各種教室を開催しています。

平成 20 年度実績

教室名	開催回数	参加実人数
初心者パソコン教室	160	78
健康体操教室	22	100
太極拳教室	22	79
フォークダンス教室	66	141
シルバー男性料理教室	8	20

③ 施設福祉対策

a 老人ホーム入所援護事業

養護老人ホーム入所援護

65歳以上の方で、環境上の問題があり、かつ経済的な事情等により在宅での生活が困難な方が入所する施設です。

平成 21 年 1 月現在 措置数 5 名

b 高齢者虐待一時保護事業

家族等から虐待を受けている高齢者を一時的に施設にて保護する制度です。

平成 21 年 1 月現在実績はありません。

④ 介護予防対策

a 食の自立支援事業

在宅の要介護高齢者および一人暮らし高齢者を対象に、食の自立の観点から十分なアセスメントを行ったうえで計画的に提供し、自立支援、生活の質の確保および安否確認を行うことを目的としています。

●普通食 400円 ●特別食 500円

年度	普通食	特別食	合計食数	実人数
平成18年度	11,758	5,688	17,446	110人
平成19年度	14,075	7,235	21,310	130人
平成20年度	13,515	7,910	21,425	135人

b 外出支援用具購入費助成事業

歩行に支障をきたす高齢者の生活行動範囲を広げることにより、高齢者の生きがい及び健康の向上を図るため高齢者が外出時に使用する歩行支援用具の購入費の助成をします。平成19年度よりの新規事業。

○対象となる外出支援用具 シルバーカー・歩行杖

(単位：件)

平成19年度	平成20年度
69	60

c うしくかっぱつ体操普及事業

転倒による骨折が原因での寝たきりを防ぐため、「転倒予防体操」(かっぱつ体操)普及員を養成し、60歳以上の方を対象に地域で活動していただいております。

現在、普及員が36行政区において老人クラブ会員やふれあいサロンにて体操普及活動を実施しています。

普及員養成者数

平成18年度	28人
平成19年度	35人
平成20年度	25人

平成20年度末延べ普及員養成者数 177人

第4章 高齢者保健福祉サービスの推進

要援護高齢者および一人暮らし高齢者等に対して、生活支援サービスを提供し、自立と生活の質の確保および家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがい活動や寝たきり予防のための知識の普及啓発等により、「健やかで活力ある地域づくり」を推進し、在宅高齢者の総合的な保健福祉の向上に資することを目的とします。

1 高齢者保健事業

(1) 現況・課題

高齢化が急速に進展するなか、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の割合の増加に対応するため、平成20年度から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳以上74歳以下の医療保険の加入者に対する特定健康診査及び特定保健指導の実施が、医療保険者に義務付けられました。そこで、牛久市特定健康診査・特定保健指導実施計画を策定し、平成24年度までの実施率の目標値を定めるとともに、従来以上のサービスの質の向上をめざしていきます。

(2) サービスの目標量および今後の方向性

① 特定健康診査・特定保健指導の推進

メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した健康診査を実施し、その結果に応じて対象者を階層化し、それぞれのレベルに応じた保健指導により、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に資する自主的な取り組みを進め、生活習慣病の有病者及びその予備軍の減少を図ります。

特定健康診査実施目標 (単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
実施率	33.1%	38.0%	45.0%	55.0%	65.0%
実施者数	4,804	5,573	6,633	8,148	9,729

特定保健指導実施目標 (単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
実施率	19.8%	22.0%	28.0%	35.0%	45.0%
実施者数	197	254	384	590	906

② うしく健康プラン21の推進

健康づくりの最終目標を『すべての市民がどのような健康状態であっても、自分らしくいきいきと生涯を過ごすことができる。』と定め、評価指標は、『疾病や障がいの有無にかかわらず、「自分が健康だ」と感じている人を増やす。』ことを掲げました。年度毎に、市民への啓発普及のための重点テーマを掲げ、各関係機関と連携を図りつつ、健康づくりを推進していきます。

a 市民への啓発普及のための重点テーマ

年度	重点テーマ
平成18年度	糖尿病を予防しよう
平成19年度	とおざけようお酒とタバコ
平成20年度	みんなで歯磨き
平成21年度	楽しく運動
平成22年度	簡単おいしい食事

b いばらきヘルスロード～うしく市内～

ヘルスロードとは、それぞれのライフスタイルに合わせて、身近で手軽にできる健康づくりへの取り組みとして、「ウォーキング」の普及を図るとともに、子どもから高齢者まで、また障がいのある人も安全にチャレンジできるウォーキングコースのことです。

また、日頃発見できない牛久市の歴史や文化、自然を感じて、心身ともに健康増進に繋がることを願い、現在7つのコースが「いばらきヘルスロード」に指定されました。

コース名	距離	指定月日
①ひたち野牛久駅グリーンハーモニーと運動公園散策コース	6.1km	平成17年3月
②シャトー通り散策コース	3.8km	平成17年3月
③牛久沼畔散策コース	9.2km	平成17年3月
④牛久大仏散策コース	9.0km	平成20年1月
⑤鎌倉権五郎景政物語コース	8.4km	平成20年1月
⑥牛久自然観察の森と女化紅葉巡りコース	10.2km	平成21年2月
⑦遠山保全林・谷津田散策コース	9.4km	平成21年2月

c 牛久市空気もきれいなお店認証制度

「うしく健康プラン21」の平成19年度重点テーマ『遠ざけようお酒とタバコ』をうけ、受動喫煙防止の取り組みとして、平成20年6月に牛久市空気もきれいなお店認証制度がスタートしました。

*加盟店舗数 33件（平成21年2月現在）

2. 在宅高齢者対策

(1) 生活支援サービス

a 一人暮らし高齢者対策

毎年、同じ時期に実施の民生委員による訪問調査および各関係機関の連携により、一人暮らし高齢者数を把握しています。

地域の相談役である民生委員を核として、隣近所の助け合いや、地域ボランティアによるふれあいにより、地域とのつながりが薄くひきこもりがちな高齢者等を中心に、日常の見守りから災害等の緊急時まで、関係各課の連携とあわせ、地域住民とのあたたかい交流基盤により協力体制を整備します。

b 緊急通報装置設置事業

本事業は、緊急時の消防本部への通報業務とあわせ、装置を設置するにあたり、民生委員や近所の協力により成り立っており、いわば地域による虚弱高齢者の支え合い、見守り事業の一端を担っています。

虚弱高齢者の命の安全と生活の安心を支えるためにも、必要な人へ適切に設置できるよう、供給不足とならないための施策と対象者のタイムリーな発掘体制の構築を行います。

c 食の自立支援事業

配食サービスの目的は、低栄養の予防と、また特別食においては、配食された食事から栄養のバランスを学び取り自らの調理にも活かすことで、自立へと導けることにあり、更に食事の手渡しにより安否確認の役目も担っています。

食の自立の観点から、配食だけに頼り食事や生活全般の意欲低下におちいることのないよう、定期訪問によるニーズの吸い上げやアセスメントによる総合的評価を実施し、食を通じて生活を活性化し、より効果的に事業を展開します。

d 成年後見制度利用支援

認知症高齢者等の判断能力が不十分な人たちは、財産管理や介護保険を利用するといった契約を自分で行うことが困難です。このような判断能力の不十分な人たちの権利や財産を守るため、日常生活支援事業と成年後見制度の周知を図り、制度利用支援を積極的に推進していきます。

(2) 家族介護支援サービス

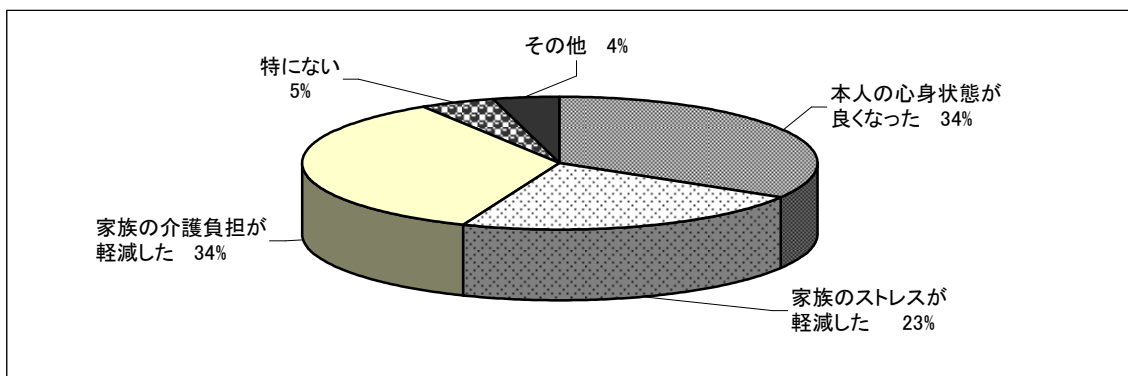
① 現状・課題

介護保険制度は、介護が必要になった方やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護サービスを提供するものです。適切な介護サービスが提供されることにより、利用者や介護のすべてを担ってきた家族にとっても精神的、肉体的な負担の軽減につながったといえます。

しかし、重度な寝たきりや、認知症が進んだ状態での家庭での介護は、家族への負担がまだまだ大きいのも現実です。家族や地域に支えられながら、より快適に暮らしていくためには少しでも家族介護の負担を少なくすることや、精神的なリフレッシュを介護保険サービス以外においても提供していくことが重要といえます。

介護サービス（居宅サービス）を利用してよかったこと。

※アンケート結果より



② 各種サービス

a 徘徊高齢者家族支援サービス

在宅認知症高齢者数の伸びが見込まれる中、徘徊による未帰宅高齢者の年間捜索件数も増えつつあり、認知症を抱える家族の精神的、身体的負担は大きいといえます。

携帯用位置情報検索機（GPS）利用者数が少ないのは認知症者に常に携帯させることが困難であったり、介護者の心理的な要因（認めたくない・知られたくない）が背景にあると推測されます。

今後は、介護者へのサービスの案内を更に周知していくとともに、認知症高齢者の理解を深め、徘徊しても迅速に発見できるような、地域ぐるみでの認知症高齢者を支えるネットワークづくり(牛久市SOSネットワーク)を構築していく事で家族の安心を図ります。

認知症高齢者数推計

(単位：人)

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2025年)
高齢者人口	16,203	21,206	24,548
出現率	8.1%	8.4%	8.9%
認知症高齢者数	1,312	1,781	2,184

※ 高齢者人口は国立保障・人口問題研究所「市区町村別老年推計人口」

※ 出現率は厚生省（現厚生労働省）「1994年、痴呆性老人対策に関する検討会報告」

b 寝たきり高齢者訪問理美容サービス

寝たきりの状態で整髪することは、技術を要することでもあり訪問理美容サービスを実施していますが、利用者が少数であるため、今後は更にサービスの広報周知とともに対象者の発掘に努めていきます。

c 在宅寝たきり高齢者等おむつ購入費助成事業

トイレで排泄が困難な寝たきり高齢者にとって、おむつは日常生活に欠かせない必需品であり、本事業はその経済的負担を軽減し、在宅での介護を推進していくために支援しています。

今後も必要な方へサービス提供できるよう広報周知に努めます。

d 家族介護者交流事業

介護者相互の情報交換および心身のリフレッシュ提供の場として、今後も積極的に事業を展開していきます。

(3) 地域包括ケア体制の推進

① 地域ケアシステムと地域包括支援センターの連携

すべての高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して生活を送るためには、介護や医療等の個別サービス利用からボランティアや近隣住民同士の助け合いまで、地域のあらゆる社会資源を活用し地域全体で高齢者を支えていく仕組み「地域包括ケアシステム」が必要になってきます。

現行の地域ケアシステムの機能と地域包括支援センターが連携をはかり、地域包括ケア体制を構築していきます。

② 地域活動との連携体制の整備

要介護高齢者等に対して地域による支援を高めるため、民生委員等による高齢者保健福祉に関する連絡・支援体制の整備やボランティアによる見守り等地域活動との連携体制の整備を進めます。

③ 地域のふれあい拠点の活用

住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送るためには、何よりも人々との交流の機会が確保されることが大切です。高齢者の場合、人とのふれあいが無い、いわゆる「閉じこもり」の状態が身体的・精神的低下をもたらし、生活の自立を困難な状態にしてしまう可能性が高いとされています。そしてまた、この「閉じこもり」が一層地域社会から孤立するという悪循環が起き、介護を要する状態を引き起こすこととなります。

このような観点から、自宅での閉じこもりを防ぎ、地域のふれあいの場としての拠点である「ふれあいサロン」等の活用を図ります。

第5章 介護保険事業計画

1 介護保険制度

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の目的

この法律は、加齢にともなって生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護および療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスおよび福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上および福祉の増進を図ることを目的としています。

平成17年の法改正により、施設給付の見直し、介護予防の推進、地域包括支援センターの設置、地域密着型サービスの創設、サービスの質の確保、介護保険料設定などが行なわれました。また、平成20年度の法改正により法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策などが盛り込まれました。また、「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」が成立するとともに、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の創設などが決まりました。

(2) 介護保険事業計画（介護保険法第117条）の位置付け

市町村は、基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生労働大臣が定める基本的な指針）に即して、3年間を計画期間とする、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）を定めます。

なお、本計画は、「老人福祉法」、「介護保険法」に基づき策定します。

(3) 牛久市介護保険事業計画の性格

本計画は牛久市第2次総合計画を踏まえ、介護保険事業の給付実績および平成20年2月に行った介護サービス利用者等アンケート調査結果等を基に、第3次牛久市介護保険事業計画を見直し策定するものです。

今後はこの計画により、牛久市介護保険事業がより利用者の実態や意向に即した運営を行うために事業を実施していくものとします。

(4) 日常生活圏域の設定

介護保険法では、介護保険事業計画策定にあたり、高齢者が住み慣れた地域で家族や友人、知人とともに豊かな心で暮らせるよう、身近な地域を単位とし、その中でサービス利用を可能とするため日常生活圏域を定めることとされています。

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定め、その区域ごとに介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることが必要です。

① 圏域設定の基本的な考え方

牛久市は、昭和 29 年合併以前の行政境で、市の西部に位置する牛久地区、市役所をはじめ公共施設や商業施設が集積し、ほぼ市の中央に位置する岡田地区、最も広い面積を持ち、市の東部に位置する奥野地区の 3 つの地区に分かれています。さらに、スポーツ大会などの地域の行事も圏域ごとに開催されています。

このように、住民の生活の単位が 3 地区に分かれていることから、生活圏域の設定についても、この 3 地域を単位として設定することとします。

② 生活圏域ごとの特徴

a 牛久地区

市の西部に位置し、常磐線牛久駅をはじめ、駅前ビル、商店街のほか、駅周辺には住宅地が整備されています。また、最西端の牛久沼のほとりに広がるエリアには、昔ながらの自然が多く残され、うるおいのある水辺環境は四季を通して市民の憩いの場になっています。

b 岡田地区

市の中央に位置し、市役所、総合福祉センター、中央生涯学習センターなどの公共施設や福祉施設が集積するこの地区は、郊外型の大型店舗や中小の商店などの商業施設や住宅地が整備され、人々の往来も非常に多く、にぎわいのあるエリアになっています。また、北部地域は、ひたち野牛久駅や新しい住宅地の開発、圏央道の開通など、今後の大きな発展が期待できる地区です。

c 奥野地区

市の東部に位置し、最も広い面積を持つこの地区には、2 つの工業団地があるほか、クリーンセンター、斎場など生活にかかわりの深い施設があります。また、農業を中心とした地域であり、市内で最も高齢化率が高くなっています。

③ 生活圏域ごとの概況

(平成20年10月1日現在)

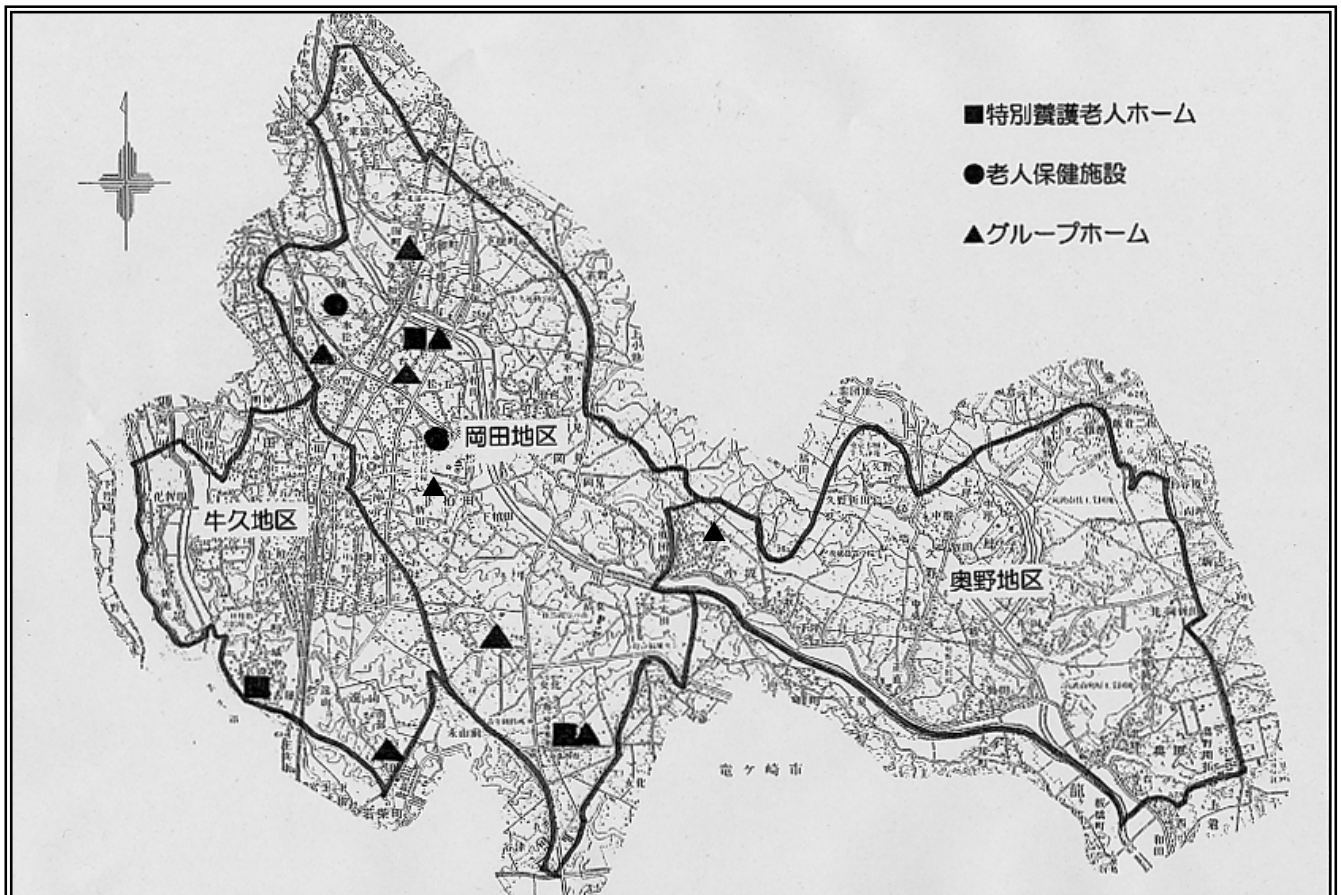
	牛久地区	岡田地区	奥野地区	合計
人口	31,942人	41,169人	5,742人	78,853人
高齢者人口	6,512人	6,332人	1,538人	14,382人
高齢化率	20.4%	15.4%	26.8%	18.2%

④ 今後の生活圏域について

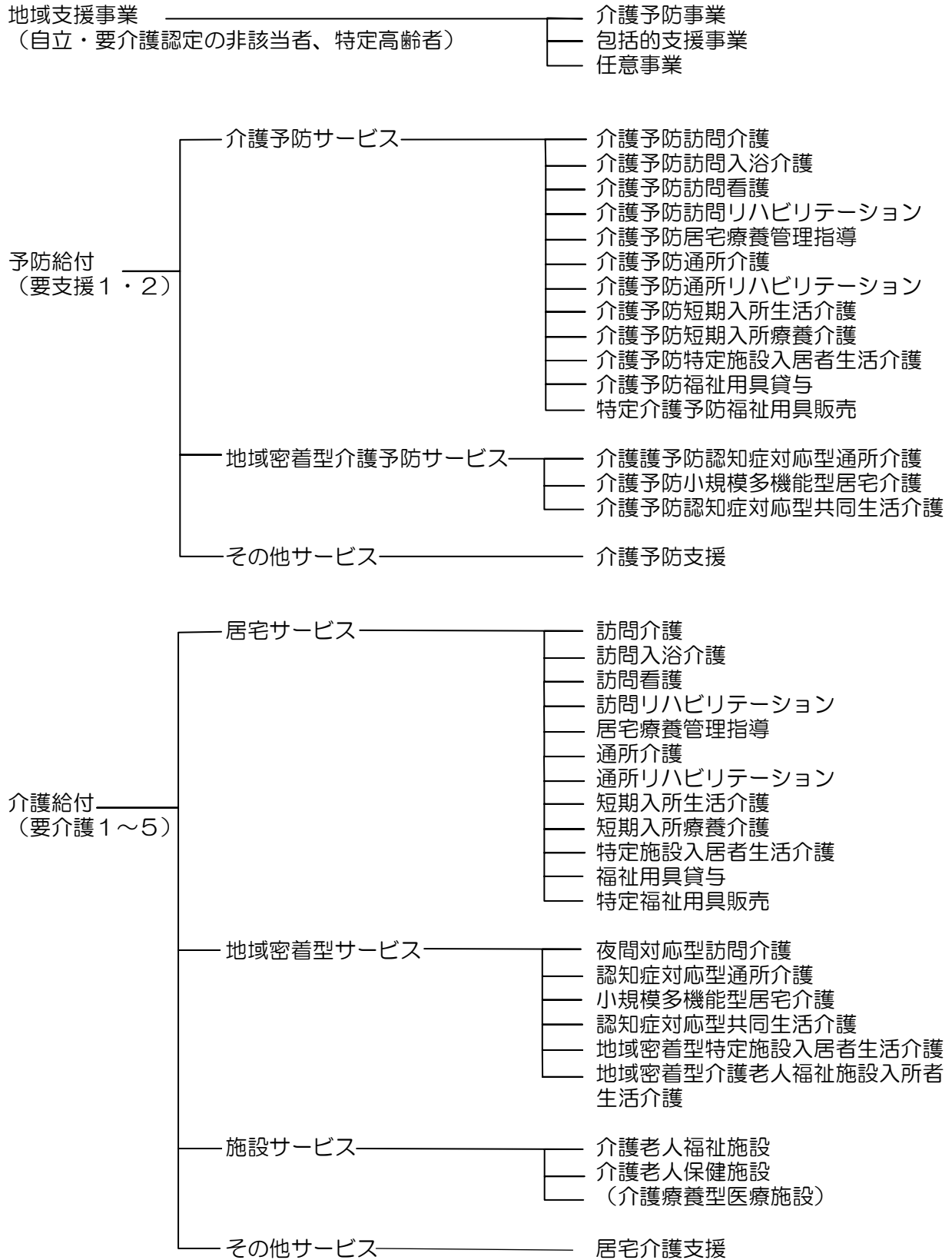
地域の高齢者を全体で支えるには、介護保険サービスだけでなく、地域住民全体のつながりのなかで支え合うことが必要です。

地域福祉の中核的組織である社会福祉協議会やボランティア等を中心とした地域住民一人ひとりの参加と協力による地域づくりを目指し、次期計画以降においては、整備状況を勘案しながら、より適切な圏域設定に移行することを検討していきます。

日常生活圏域図



(5) 施策体系図



(6) 地域支援事業の実施

すべての高齢者が住みなれた地域で、できる限り自立した日常生活を送れることを目的として、要支援、要介護状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても介護保険サービスだけではなく地域における社会資源を活用した支援を包括的・継続的に行うことにより、誰もが安心して暮らしつづけられる地域社会を構築していきます。

《介護予防実施後の効果および認定者数推計》

(単位：人)

区分 \ 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
高齢者人口	12,980	13,910	14,382	15,406	16,114	16,718
地域支援事業対象者	29	465	545	770	806	836
対高齢者人口割合	0.2%	3.3%	3.8%	5.0%	5.0%	5.0%
要支援 1・2 の認定者数	386	448	370	416	438	461
地域支援事業の効果	82.8%	15.5%	14.5%	20.0%	20.0%	20.0%
予防給付の効果	85.8%	81.7%	84.6%	85.0%	85.0%	85.0%
要介護 1～5 の認定者数	1,419	1,391	1,413	1,510	1,584	1,670
地域支援事業の対象人数	29	465	545	770	806	836
地域支援事業の効果人数	24	72	79	154	161	167
予防給付の効果人数	331	366	313	354	372	392

※ 地域支援事業の対象者（特定高齢者数）は、平成 18 年度はモデル事業であったため高齢者人口の 0.2%と低調でしたが、その後は対象者把握に努め 20 年度は 3.8%となり、平成 21 年度以降は 5.0%と推計します。

※ 地域支援事業の効果人数は、平成 18 年度はモデル事業であったため効果が大きく、24 人、82.8%でしたが、平成 19・20 年度は、20.0%を少し下回りました。平成 21 年度以降については 20.0%で見込みます。

※ 予防給付の効果は、要支援状態から要介護に移行しないで要支援にとどまった人数を集計しており、平成 18 年度は 85.8%、331 人でした。平成 19 年度は 81.7%、平成 20 年度については 1 月現在で 84.6%となっております。平成 21 年度以降については 85.0%で見込みます。

《地域支援事業に要する費用額（見込み）》

(単位：円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域支援事業 (A+B+C)	81,500,000	87,200,000	91,140,000
介護予防事業 A	37,500,000	38,400,000	40,000,000
包括的支援事業 B	35,000,000	38,800,000	39,000,000
任意事業 C	9,000,000	10,000,000	12,140,000

①介護予防事業

介護予防特定高齢者施策

介護予防の定義の一つに『要介護状態の発生をできる限り防ぐ（遅らせる）こと』とあげられているように、平成17年の介護保険制度改正では「予防重視型システムへの転換」に重点がおかれ、要介護状態になる前からの日常的な健康管理や予防対策が重要視されています。

従来の介護予防サービス（高齢者保健事業、介護予防・地域支え合い事業）では、介護予防効果が十分に検証されてこなかったという反省点をいかし、生活機能の低下予防、維持・向上に着目し、一人ひとりの健康状態・機能レベルに応じて、生活習慣病予防と介護予防を一体的に推進します。

特定高齢者数の推計

区分\年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
高齢者人口	15,406人	16,114人	16,718人
特定高齢者数	770人	806人	836人

特定高齢者とは・・・要支援・要介護状態になるおそれがある虚弱な高齢者。

*特定高齢者把握事業

特に介護予防の必要度が高い人を事業の対象者として選ぶためには、地域における保健・医療・福祉などの関係機関との連携が必要となります。市が実施する健康診査をはじめ、関係機関（医療機関・民生委員等）・要介護認定非該当者等の場面から特定高齢者の把握に努めます。

*特定高齢者通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、介護予防を目的として「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等を中心とした教室等を実施します。

事業見込み（年間）

区分\年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
運動器の機能向上事業	132回	132回	132回
口腔機能向上事業	63回	63回	63回
栄養改善事業	22回	22回	22回

* 特定高齢者訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された通所困難な状況の特定高齢者を対象に、保健師等が居宅を訪問し生活機能に関する問題を総合的に把握し必要な相談・指導を実施します。

事業見込み（年間）

区分\年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問運動機能向上指導	10回	15回	20回
訪問口腔機能向上指導	10回	15回	20回
訪問栄養改善指導	2回	2回	2回
訪問指導事業（閉じこもり・うつ等）	20回	25回	30回

* 介護予防特定高齢者施策評価事業

地域支援事業の実施効果として平成18年度は実績値として地域支援事業を実施した高齢者の5.7%、平成19年度実施分については15.5%、平成20年度実施分については14.5%の高齢者が要支援・要介護状態になることを防止目標に評価を行ないました。平成21年度以降についても10%を下回らないように目標を設定し評価を行ないます。

介護予防一般高齢者施策

すべての高齢者（第1号被保険者）を対象として、介護予防の意義や知識の普及啓発、介護予防にかかわる人材育成、地域活動組織の育成・支援を行います。

※一般高齢者とは・・・活動的な状態にある高齢者を含むすべての高齢者。

* 介護予防普及啓発事業

すべての高齢者を対象に介護予防の啓発のための広報活動を行うとともに、介護予防に関する講演会の開催、健康教育・相談を実施していきます。

また、茨城県推奨の虚弱者向けの「シルバーリハビリ体操」においても県において養成された指導士を有効活用して普及に努めています。

平成21年2月末現在、3級指導士 9名、2級指導士 12名

*地域介護予防普及活動支援事業

介護予防・転倒予防に着目した「うしくかっぱ体操」の普及・体操普及員の養成をはじめ、地域において介護予防にかかわるボランティア等の活動を支援していきます。

区分 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
かっぱ体操普及員養成目標数	30名	30名	30名
かっぱ体操実施行政区数	38行政区	40行政区	42行政区
かっぱ体操参加延べ人数	18,114名	18,474名	18,834名

[うしくかっぱ体操普及員：最終目標数] 平成21年1月末現在177名
300人 : 1行政区に普及員5人を目指しています。

② 包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」を実施します。

③ 任意事業

*家族介護支援事業

家族介護を支援する事業等を実施していきます。

茨城県地域介護ヘルパー養成講座開催

一家にひとりを目標に適切な介護知識・技術の習得についての講座を開催します。

[平成21年度開催予定]

2講座 募集人員80名(40名×2講座)

*家族介護継続支援事業

介護にあたっている家族等の身体的・精神的負担を軽減する事業を実施していきます。

家族介護者交流事業

介護者が日頃の悩みや体験を語り合うことで心身のリフレッシュを図ることを目的として実施します。

[平成21年度開催予定]

日帰りによる交流会 募集人員30名

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊行動のある認知症の高齢者を介護している家族に対し、携帯用位置情報検索機(GPS)を貸与することにより、行方不明になった場合の早期発見に努めます。

介護慰労金の支給

介護保険制度（公的サービス）を利用せずに、寝たきり・認知症高齢者を在宅で介護している方に対して10万円（年額）の慰労金を支給し、介護者の慰労を図っていきます。

*その他の事業

成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等で判断能力が不十分な方が、一方的に不利な契約等を結ぶことがないように、一定の決められた人（後見人・保佐人・補助人）が本人の不十分な判断能力を補い保護する制度です。認知症高齢者で日常生活を営むことに支障があり、家庭裁判所に申立を行う4親等以内の親族がない場合、市が審判申立とその費用を支援します。対象者の把握・相談支援を地域包括支援センターと連携し支援していきます。

介護相談員派遣事業

介護サービスの提供の場において、介護サービス利用者の疑問および不満等の相談を受け疑問を解消し、もって介護サービスの質的な向上を図っていきます。

各種生きがい対策講座開催

生きがい・健康づくりを目的に教室を開催し、介護予防や地域住民同士の交流を図ります。

[平成21年度開催予定]

健康体操教室・太極拳教室・初心者パソコン教室・シルバー男性料理教室等

(7) 地域支援事業の財源構成

介護予防事業は介護保険の給付費と同じ財源構成。包括的支援事業・任意事業は第1号保険料と公費でまかないます。新規に要支援・要介護状態となる人が減少し、介護保険給付費全体の抑制効果が見込まれることから、介護予防事業の財源には第2号保険料もあてられることとなります。

事業区分	財源構成	平成21年度予算（市予算）
介護予防事業（必須事業）	第1号保険料 20% 第2号保険料 30% 国 25%・県 12.5% 市 12.5%	介護給付費の2.0%以内 （介護給付費の約1.2%）
包括的支援事業（必須事業）	第1号保険料 20% 国 40%・県 20% 市 20%	介護給付費の2.0%以内 （介護給付費の約1.4%）
任意事業（市独自の事業）		

(8) 地域包括支援センター整備

① 設置の主旨

地域包括支援センターは、公平・中立な立場から地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、「総合的な介護予防型システム」への転換を図る中核的機関として設置しました。

② 事業内容

地域包括支援センターは、すべての高齢者を対象とした地域支援事業のうち包括的支援事業を実施します。

*介護予防マネジメント事業（保健師等を中心に対応）

「予防給付」と「介護予防事業」のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化防止を図ります。

*総合相談・支援事業（社会福祉士を中心に対応）

24時間対応の総合相談受付体制の構築をはじめ、個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス機関や制度に繋げる等の支援を行います。

*権利擁護事業（社会福祉士を中心に対応）

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の活用支援、日常生活支援事業の活用支援のほか、高齢者虐待の防止や早期発見のため支援事業を行います。

*包括的・継続的マネジメント事業（主任ケアマネジャーを中心に対応）

支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくりを継続的にを行います。

③ 運営方法

地域包括支援センターの設置・運営主体は市町村とされ、人口2～3万人対し、1ヵ所設置と基準が国より示されていますが、現在は市内1ヵ所、牛久市社会福祉協議会に委託し運営しています。現状の人口から設置の基準にあわせると2～3箇所の設置が必要と試算されますが、今後は高齢者人口の増加にともない特定高齢者および介護予防給付対象者の増加等を見極めながら、適切な設置を図っていきます。

なお、在宅介護支援センター2箇所を協力機関として位置づけ、地域における高齢者の身近な相談窓口としての機能を活用し、円滑な運営を図っていきます。

また、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」により公正・中立性を確保していきます。

2 介護保険給付サービス

【 居宅介護サービス 】

《介護予防訪問介護および訪問介護》

(単位：回)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防訪問介護	必要量	14,747	15,473	15,850	1,625	1,695	1,756
	供給量	629	1,244	1,428	1,625	1,695	1,756
	供給率	4.3%	8.0%	9.0%	100%	100%	100%
訪問介護	必要量	32,476	29,341	31,519	34,263	34,310	36,795
	供給量	35,424	31,668	32,974	34,263	34,310	36,795
	供給率	109.1%	108.0%	104.6%	100%	100%	100%

《介護予防訪問入浴介護および訪問入浴介護》

(単位：回)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防 訪問入浴介護	必要量	0	0	0	0	0	0
	供給量	0	0	0	0	0	0
	供給率	-	-	-	-	-	-
訪問入浴介護	必要量	1,065	873	966	1,473	1,375	1,543
	供給量	1,488	1,152	1,503	1,473	1,375	1,543
	供給率	139.7%	132.0%	155.6%	100%	100%	100%

《介護予防訪問看護および訪問看護》

(単位：回)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防訪問看護	必要量	958	1,005	1,030	554	578	578
	供給量	336	408	505	554	578	578
	供給率	35.1%	40.6%	49.0%	100%	100%	100%
訪問看護	必要量	7,768	6,784	7,349	5,753	5,653	6,140
	供給量	5,700	4,872	5,681	5,753	5,653	6,140
	供給率	73.4%	71.8%	77.3%	100%	100%	100%

《介護予防訪問リハビリテーションおよび訪問リハビリテーション》

(単位：回)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防訪問看護	必要量	168	176	180	233	244	253
	供給量	48	180	217	233	244	253
	供給率	28.6%	102.3%	120.6%	100%	100%	100%
訪問看護	必要量	730	646	696	1,192	1,168	1,269
	供給量	1,056	1,116	1,181	1,192	1,168	1,269
	供給率	144.7%	172.8%	169.7%	100%	100%	100%

《介護予防居宅療養管理指導および居宅療養管理指導》

(単位：人)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防 居宅療養管理指導	必要量	216	227	231	30	33	37
	供給量	36	65	36	30	33	37
	供給率	16.7%	28.6%	15.6%	100%	100%	100%
居宅療養管理指導	必要量	656	587	632	1,011	1,067	1,121
	供給量	906	892	967	1,011	1,067	1,121
	供給率	138.1%	152.0%	153.0%	100%	100%	100%

《介護予防通所介護および通所介護》

(単位：回)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防通所介護	必要量	7,058	7,406	7,582	1,257	1,313	1,360
	供給量	564	1,044	1,149	1,257	1,313	1,360
	供給率	8.0%	14.1%	15.2%	100%	100%	100%
通所介護	必要量	23,758	21,706	23,247	38,250	38,648	41,249
	供給量	33,948	39,936	36,836	38,250	38,648	41,249
	供給率	142.9%	184.0%	158.5%	100%	100%	100%

《介護予防通所リハビリテーションおよび通所リハビリテーション》

(単位：回)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防通所 リハビリテーション	必要量	6,071	6,371	6,522	547	571	593
	供給量	252	444	507	547	571	593
	供給率	4.2%	7.0%	7.8%	100%	100%	100%
通所 リハビリテーション	必要量	15,996	14,679	15,715	23,420	23,647	25,221
	供給量	22,428	22,668	22,592	23,420	23,647	25,221
	供給率	140.2%	154.4%	143.8%	100%	100%	100%

《介護予防短期入所サービスおよび短期入所サービス》

(単位：日)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防 短期入所サービス	必要量	1,160	1,217	1,245	312	541	590
	供給量	132	192	286	312	541	590
	供給率	11.4%	15.8%	23.0%	100%	100%	100%
短期入所サービス	必要量	12,618	10,950	11,937	19,994	28,096	30,231
	供給量	14,292	17,424	18,871	19,994	28,096	30,231
	供給率	113.3%	159.1%	158.1%	100%	100%	100%

《介護予防特定施設入所者生活介護および特定施設入所者生活介護》

(単位：人)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防 特定施設入所者生活介護	要支援 1	1	1	1	1	3	7
	要支援 2	1	3	3	3	4	8
特定施設入所者生活介護	要介護 1	3	4	6	6	8	11
	要介護 2	1	3	4	4	7	8
	要介護 3	3	3	4	4	7	7
	要介護 4	6	5	6	6	9	11
	要介護 5	2	2	3	3	4	7
計		15	17	27	27	42	59

《介護予防福祉用具貸与および福祉用具貸与》

(単位：人)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防 福祉用具貸与	必要量	902	947	969	235	245	255
	供給量	120	168	217	235	245	255
	供給率	13.3%	17.7%	22.4%	100%	100%	100%
福祉用具貸与	必要量	3,188	2,882	3,095	4,303	4,287	4,612
	供給量	4,104	4,032	4,220	4,303	4,287	4,612
	供給率	128.7%	139.9%	136.4%	100%	100%	100%

《介護予防福祉用具販売および福祉用具販売》

(単位：人)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防 福祉用具貸与	必要量	16	19	30	32	33	35
	供給量	16	19	30	32	33	35
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
福祉用具貸与	必要量	144	198	132	158	166	175
	供給量	144	198	132	158	166	175
	供給率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

《地域密着型サービス》

《夜間対応型訪問介護》

(単位：回)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
夜間対応型訪問介護	必要量	3,288	2,970	3,190	0	0	0
	供給量	0	0	0	0	0	0
	供給率	-	-	-	-	-	-

《介護予防認知症対応型通所介護および認知症対応型通所介護》

(単位：回)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防認知症 対応型通所介護	必要量	794	833	852	0	0	0
	供給量	0	0	0	0	0	0
	供給率	-	-	-	-	-	-
認知症 対応型通所介護	必要量	2,622	2,396	2,566	1,375	1,351	1,472
	供給量	1,284	756	1,369	1,375	1,351	1,472
	供給率	49.0%	31.6%	53.4%	100%	100%	100%

《介護予防小規模多機能型居宅介護および小規模多機能型居宅介護》 (単位：回 (H18~H20))

単位：千円 (H21~H23))

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防小規模多機能型 居宅介護	必要量	794	833	852	8,634	8,634	8,634
	供給量	0	0	0	8,634	8,634	8,634
	供給率				100%	100%	100%
小規模多機能型 居宅介護	必要量	2,622	2,396	2,566	47,760	59,700	71,640
	供給量	0	16	96	47,760	59,700	71,640
	供給率	-	0.7%	3.7%	100%	100%	100%

《介護予防認知症対応型共同生活介護および認知症対応型共同生活介護》

(単位：人)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
介護予防認知症対応型 共同生活介護	要支援 1						
	要支援 2	1	1	1	2	2	2
認知症対応型 共同生活介護	要介護 1	15	14	18	18	20	22
	要介護 2	25	33	30	36	38	40
	要介護 3	20	23	30	37	38	41
	要介護 4	11	10	13	19	20	21
	要介護 5	1	3	3	6	7	8
計		73	84	95	118	125	134

《地域密着型特定施設入所者生活介護》

(単位：人)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要支援 1						
要支援 2						
要介護 1	0	1	5	10	12	13
要介護 2	0	1	2	5	7	7
要介護 3	0	1	3	6	7	8
要介護 4	0	1	2	8	8	9
要介護 5	0	0	1	5	5	4
計	0	4	13	34	39	41

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護》

(単位：人)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要支援 1						
要支援 2						
要介護 1	0	0	0	0	0	0
要介護 2	0	0	0	0	0	0
要介護 3	0	0	0	0	0	0
要介護 4	0	0	0	0	0	0
要介護 5	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

《その他のサービス》

《居宅介護（予防）支援》

(単位：人)

区 分		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
居宅介護予防支援	必要量	914	954	1,006	246	257	266
	供給量	138	209	225	246	257	266
	供給率	104.6%	104.1%	99.9%	100%	100%	100%
居宅介護支援	必要量	914	954	1,006	1,049	1,069	1,132
	供給量	818	784	770	1,049	1,069	1,132
	供給率	104.6%	104.1%	99.9%	100%	100%	100%

【 施設介護サービス 】

サービス量の見込と整備目標

《介護老人福祉施設》

(単位：人)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要支援 1						
要支援 2	0	0	0	0	0	0
要介護 1	3	6	5	5	5	5
要介護 2	8	12	9	10	12	12
要介護 3	31	34	36	35	43	43
要介護 4	49	40	53	50	63	64
要介護 5	43	51	43	48	63	63
計	134	143	146	148	186	187

《介護老人保健施設》

(単位：人)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要支援 1						
要支援 2	0	0	0	0	0	0
要介護 1	18	14	10	12	12	12
要介護 2	21	24	26	27	28	28
要介護 3	38	41	52	50	52	52
要介護 4	39	44	43	46	46	48
要介護 5	21	26	33	35	35	38
計	137	149	164	170	173	178

《介護療養型医療施設》

(単位：人)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要支援 1						
要支援 2	0	0	0	0	0	0
要介護 1	1	1	1	1	1	0
要介護 2	1	0	0	0	0	0
要介護 3	1	1	0	1	1	0
要介護 4	2	1	1	1	1	0
要介護 5	4	9	10	9	9	0
計	9	12	12	12	12	0

《医療療養病床からの転換分》

(単位：人)

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
要支援 1						
要支援 2				0	0	0
要介護 1				0	0	0
要介護 2				0	0	0
要介護 3				0	0	1
要介護 4				1	2	2
要介護 5				1	2	3
計				2	4	6

3 介護保険事業費の見込

(1) 第1号被保険者の保険料の推計

計画期間中の介護保険事業に係る費用として必要となる額は、次のように推計されます。

《標準給付費および地域支援事業費》

(単位：円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
新予防給付	介護予防サービス	114,539,847	123,407,487	138,062,769	376,010,103
	地域密着型介護予防サービス	13,810,769	13,810,769	13,810,769	41,432,307
	介護予防支援	13,637,448	14,234,202	14,752,314	42,623,964
介護給付	居宅サービス	1,016,364,531	1,110,788,469	1,211,382,921	3,338,535,921
	地域密着型サービス	530,129,526	576,489,961	623,923,629	1,730,543,116
	施設サービス	1,033,577,928	1,161,693,456	1,119,788,064	3,315,059,448
	居宅介護支援	110,866,716	111,732,292	119,412,480	342,011,488
住宅改修		15,560,080	16,376,943	17,312,365	49,249,388
特定入所者介護サービス費等給付費		95,074,748	114,089,698	136,907,638	346,072,084
高額介護サービス費等給付費		40,821,903	48,986,284	58,783,541	148,591,728
算定対象審査支払手数料		4,085,190	4,371,140	4,633,435	13,089,765
計		2,988,468,686	3,295,980,701	3,458,769,925	9,743,219,312
地域支援事業費		81,500,000	87,200,000	91,140,000	259,840,000
合 計		3,069,968,686	3,383,180,701	3,549,909,925	10,003,059,312

(2) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の創設について

この交付金は、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の上昇を抑制し、介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的とします。

なお、この交付金の交付は、第4期においてのみの特例措置であり、牛久市においては平成21年度から平成23年度までの3年間、交付金を均等に繰入れ、第1号被保険者の保険料を軽減します。

(3) 第1号被保険者保険料（年額）について

推計された費用総額をもとに、介護従事者処遇改善臨時特例交付金等を繰入れた結果、本市における所得段階別の第1号被保険者保険料を算出すると次のとおりとなります。

所得段階別第1号被保険者保険料（年額）

第1段階	22,100円	基準額 × 0.5
第2段階	22,100円	基準額 × 0.5
第3段階	33,200円	基準額 × 0.75
第4段階（特例適用）	39,800円	基準額 × 0.9
第4段階	44,200円	基準額 × 1.0
第5段階	50,900円	基準額 × 1.15
第6段階	55,300円	基準額 × 1.25
第7段階	66,400円	基準額 × 1.5
第8段階	77,400円	基準額 × 1.75

月額保険料基準額 3,690円

第1段階：生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税

第2段階：世帯全員が市民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額 80万円以下）

第3段階：世帯全員が市民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額 80万円超）

第4段階（特例適用）：本人が市民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額 80万円以下）

第4段階：本人が市民税非課税（合計所得金額＋課税年金収入額 80万円超）

第5段階：本人が市民税課税で合計所得金額 125万円未満

第6段階：本人が市民税課税で合計所得金額 125万円以上 200万円未満

第7段階：本人が市民税課税で合計所得金額 200万円以上 400万円未満

第8段階：本人が市民税課税で合計所得金額 400万円以上

4 サービス提供体制の整備

施設・事業所整備目標数

(目標：平成23年度)

施設名	目標総数	整備済数	未整備数	備考
デイサービスセンター	9ヶ所	9ヶ所	ヶ所	
ショートステイ(ベッド数)	5ヶ所 (42床)	5ヶ所 (42床)	(ヶ所 床)	
在宅介護支援センター	2ヶ所	2ヶ所	ヶ所	
特別養護老人ホーム	3ヶ所 (218床)	3ヶ所 (188床)	ヶ所 (30床)	
老人保健施設	2ヶ所 (200床)	2ヶ所 (200床)	(ヶ所 床)	
介護療養型医療施設	-	-	-	
特定施設入居者生活介護	1ヶ所 (52床)	(ヶ所 床)	1ヶ所 (52床)	整備事前協議済
小規模多機能型居宅介護	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	平成21年5月 開設予定
地域密着型特定施設入所者生活介護	2ヶ所 (41床)	2ヶ所 (41床)	(ヶ所 床)	
軽費老人ホーム(ケアハウス)	15 床	15床	床	
訪問看護ステーション	3ヶ所	3ヶ所	ヶ所	
保健センター	1ヶ所	1ヶ所	ヶ所	
福祉センター	1ヶ所	1ヶ所	ヶ所	
シルバーハウジング	一定割合	-		
認知症対応型共同生活介護	9ヶ所 (144床)	8ヶ所 (126床)	1ヶ所 (18床)	平成21年5月 開設予定
指定居宅介護支援事業者	14事業所	14事業所	事業所	

※ 「目標総数」は、計画策定時点(H20.3)で平成23年度までに必要と考えられた施設等の数です。「整備済数」は、同時点ですでに整備されている施設等の数、「未整備数」は、同時点でまだ整備されていない施設等の数で、平成23年度末までに整備される見込みの数です。

第6章 高齢者保健福祉サービスを円滑に提供する環境整備

1 総合的なサービス提供システムの構築

高齢者保健福祉の各サービスが有機的に機能するためには、サービスの提供が必要とされる高齢者にタイムリーに提供されることが重要です。このため、介護サービス提供事業者はもとより、介護支援専門員、地域住民、ボランティア、関係団体および保健・医療・福祉関係機関等が連携を取り合う中で、高齢者のニーズの発見から総合的なサービス提供までの一連のシステムを構築する必要があります。

このため、地域包括支援センターを地域福祉の中核機関として位置付け、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の福祉施設、地区民生委員、社会福祉協議会、各種団体およびかかりつけの病院等の協力を得て、連絡・相談体制の充実を図り、情報の収集やサービス活動等の展開をしていきます。

第7章 高齢者の生きがい対策の推進

1 基本方針

本格的な高齢社会を迎えつつある今、何が必要とされているのか、どうあるべきなのか。

加速する少子・高齢化の中、明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、地域でのふれあいや支え合いが大切です。地域の一員として、高齢者自身がその豊かな経験と知識・技能を活かした、ボランティア活動をはじめとする様々な社会活動に積極的に取り組めるような地域づくりが必要です。

高齢者一般アンケート調査結果においても、生きがいを感じる時は、趣味、家族や友人との時間、旅行、仕事、ボランティア活動など多岐にわたっています。このため、高齢者に対する生きがい対策は、自らを高める各種の学習やスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、趣味・娯楽、レクリエーション、雇用就業など、高齢者が自分の価値観やライフスタイルにあった生きがいを選択できるよう多様な施策の提供に努めます。

さらに、高齢者に適したものを開拓することも重要ですが、高齢者のみを対象とするものに限らず、他世代と共に活動し、世代間の相互理解の醸成を促進し連帯感が生まれる施策の展開に努めます。

第8章 高齢者の環境整備対策

1 ひとにやさしいまちづくりの推進

超高齢社会の到来を間近に控え、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活でき、積極的に社会参加できるような街づくりが一層求められています。

高齢者や身体障がい者の安全かつ快適で自由な移動を支援、確保するための街づくりの実現を図る一つとして、交通の要である牛久駅およびひたち野うしく駅について、段差の解消や視覚障がい者対応の触覚マーカーを設置し、歩行や駅の利用を容易にしています。

公共施設等における進入口の自動ドア化・スロープの設置、障がい者用トイレの整備や歩道における点字ブロックの敷設、段差解消などの生活環境の改善を計画的に実施します。

一方で、今後の開発、再開発においては、計画レベルからひとにやさしいまちづくりを推進します。

また、生活に潤いとゆとりをもたせ市民の交流や軽スポーツの場として、公園や緑地の重要性はますます大きくなっており、引き続きその充実に努め、施設整備にあたっては、高齢者の利用に配慮するとともに、高齢者と子供が共に楽しめるものとしします。

ひとにやさしいまちづくり要綱（条例）等の制定を検討し、社会生活上ハンディを持つ市民の行動が制限されることがないように建物、道路、公園、公衆トイレなどの施設整備基準を踏まえ、関係各課との連携により、道路や建物あるいは、民間施設等を整備していく上でユニバーサルデザインを取り入れるなど、できるだけ全ての人が利用しやすい、住みやすい街づくりの整備を推進していきます。

これらの状況に対応するためには、住民・地域・企業・行政が一体となって、ひとにやさしいまちづくりの考え方を理解し、その推進を図っていく必要があります。

2 ひとにやさしいまちづくり整備指針の策定

公共施設のみならず、多数の市民が利用する民間の建築物および都市施設についても、高齢者、障がい者等のハンディキャップを持った市民が安全で快適に利用できるようにするための「整備指針」の策定を図り、民間の建築主、管理者等の協力を得て、これを整備することにより、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

各公共施設や市街地間を結ぶ移動手段としては、平成15年7月1日からコミュニティバス「かっぱ号」が運行されています。また、重度の身体障がい者・高齢者を対象とした移送サービスを実施しており、移動手段の確保に努めています。今後は民間の移送サービスをはじめ、地域におけるボランティアによる移送の支援を推進していきます。

3 住宅対策

超高齢社会の到来をひかえ、ますます一人暮らしや高齢者夫婦世帯の増加が見込まれています。高齢者の住宅生活を考えた場合、バリアフリー化など安全に暮らせる住環境整備は重要な問題であり、住宅担当部局と高齢者の住居に関する意見交換や情報提供等を行うことにより連携を密にし、次のような対策をします。

(1) 住宅改修の相談・指導

当市の65歳以上の親族のいる一般世帯の住居の状況は、平成17年の国勢調査結果によると、持ち家が92.9%と非常に高い割合になっています。

この持ち家を中心として、高齢者が住みやすく安全に暮らせるような住宅改修を進めていくために、住宅改修の際に専門的な知識を持った福祉住環境コーディネーターの参加義務付けなど、積極的に住宅改修の相談・助言や指導の充実を図ります。

(2) 高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）」の中で、加齢にともない身体機能の低下が生じても住み続けることができるような、高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する基本的な事項を定めています。

この基本方針にのっとり、高齢者等の入居の円滑化、住生活の安定確保及び向上の促進を支援します。

4 安全対策

高齢者が安心して生活するためには、各種の安全対策が必要となります。警察や消防関係機関・団体と連携を図り、広報活動を通し情報提供を呼びかけながら次のような安全対策を推進していきます。さらに、地域住民同士で助け合う「共助」の気運と組織体制の構築を推進し、地域の安全を確保していきます。

(1) 交通安全対策の推進

シニアクラブの活動を通じ、交通安全学習の自主的な活動を促進するとともに、交通安全運動期間における各種行事や広報活動をとおして、正しい交通ルールの厳守と交通マナーの実践を呼びかけるなど交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 防犯対策の充実

一人暮らし高齢者や高齢者世帯を狙った詐欺や窃盗、悪徳商法による被害を未然に防ぐため警察署、防犯連絡協議会による訪問指導や広報活動による情報提供の実施とともに出前講座による防犯啓発活動を推進していきます。

相談窓口 牛久警察署 029(871)0110
牛久市消費生活センター 029(830)8802

(3) 災害対策の充実

災害発生時における、一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者等の災害弱者の救援・避難体制を「牛久市地域防災計画」の見直しのなかで、体制の整備を構築していくとともに、地域における防災対策を支援し、救護避難活動の円滑化を図ります。

(4) 緊急事態への対応

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等に対し、緊急通報装置を設置することにより、緊急通報センター（竜ヶ崎消防本部）と民生委員、近隣住民との緊密な連携のもと、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図っていますが、今後とも対象者の把握と拡充に努めます。

(5) 地域福祉計画への方向性

高齢者保健福祉、障がい者、児童福祉、母子保健、保健医療などに関する計画全体を地域でサポートしていく市民参画の地域福祉計画の策定を視野に入れ、地域全体で支える社会福祉のしくみを構築する地域福祉計画との連携がとれる体制を目指し、中核的役割を担う社会福祉協議会を地域福祉の推進役として支援するなど、拠点づくりへの支援を検討していきます。

(6) 高齢者あんしん電話の設置

高齢者が安心して暮していくために、あらゆる相談を受け付ける高齢者あんしん電話を、地域包括支援センター内に設置しています。24時間体制で365日受付を行ない専門的な相談にも対応、必要であれば専門機関へ取次ぎも行ないます。今後も高齢者の安全安心のための窓口運営を支援し、対応の充実に努めます。

※高齢者あんしん電話（牛久市地域包括支援センター）

0120-874-115

(7) 牛久市SOSネットワークの構築によるまちづくり

援護の必要な高齢者等が行方不明となった場合に、地域住民、地元企業・事業者等地域の支援を得て早期に発見できるようSOSネットワークを構築し、高齢者等の安全と家族への支援を図り、地域一体となって高齢者等を支えるまちづくりを推進します。